

ID: 154

担当部署: 産業観光課

|   |                        |         |       |
|---|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 利用の許可及び変更許可            |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 八頭町フルーツ総合センター条例 第7条第1項 |         |       |
| 例規番号  | 平成17年条例第124号           |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/> (利用の許可)<br/> 第7条 フルーツセンターの施設又は備品を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、その理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。</p> <p>(2) その他、不相当と認められるとき。</p> |                        |         |       |
| <p><b>【基準】</b><br/> 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用における措置)<br/> 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>  |                        |         |       |
| 標準処理期間  | 1日                     |         |       |
| 備考  |                        |         |       |
| 設定年月日   | 平成26年7月1日              | 最終変更年月日 | 年 月 日 |